

広島県教育委員会規則第五号

併設型中高一貫教育校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成三十年三月二十九日

広島県教育委員会

教育長 下崎 邦明

併設型中高一貫教育校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則

(広島県立高等学校学則の一部改正)

第一条 広島県立高等学校学則(昭和二十八年広島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、広島県立広島叡智学園高等学校については、保護者が広島県内に住所を有する者であることを要しない。

第十三条第四項中「保護者」の下に「(広島県立広島叡智学園高等学校の保護者を除く。)」を加える。

別表第一に次のように加える。

広島県立広島叡智学園高等学校		全日制	普通科	豊田郡大崎上島町
----------------	--	-----	-----	----------

別表第三に次のように加える。

広島県立広島叡智学園高等学校	広島県立広島叡智学園中学校
広島県立三次高等学校	広島県立三次中学校

(広島県教育委員会組織規則の一部改正)

第二条 広島県教育委員会組織規則(平成九年広島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項の表に次のように加える。

広島県立広島叡智学園中学校	豊田郡大崎上島町
広島県立三次中学校	三次市南畑敷町

(広島県立中学校学則の一部改正)

第三条 広島県立中学校学則(平成十五年広島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表に次のように加える。

広島県立広島叡智学園中学校	四〇人	四〇人	四〇人	一一〇人
---------------	-----	-----	-----	------

広島県立三次中学校	八〇人	八〇人	八〇人	二四〇人
-----------	-----	-----	-----	------

第七条第一項の表に次のように加える。

広島県立広島叡智学園 中学校	広島県立広島叡智学園 高等学校
広島県立三次中学校	広島県立三次高等学校

第十二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、広島県立広島叡智学園中学校については、通学区域を定めないものとする。

第十二条第一項の表に次のように加える。

広島県立三次中学校	広島県一円
-----------	-------

第十二条第三項中「保護者」の下に「（通学区域を定める中学校の保護者に限る。）」を加える。

（指導が不適切である教諭等の認定の手續、指導改善研修の実施等に関する規則の一部改正）

第四条 指導が不適切である教諭等の認定の手續、指導改善研修の実施等に関する規則（平成二十年広島県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表第一号中「広島県立広島中学校」の下に「、広島県立広島叡智学園中学校、広島県立三次中学校」を加え、同表第二号中「広島県立広島中学校」の下に「、広島県立広島叡智学園中学校及び広島県立三次中学校」を加える。

附 則

この教育委員会規則は、平成三十年四月一日から施行する。